

# 住居確保給付金（転居費用補助）

## のしおり

～住居確保給付金（転居費用補助）のご案内～

流山市

### 【お問い合わせ】

**流山市暮らしサポートセンター ユーネット**

電話：04-7197-5690

住所：流山市西初石3-101-21 鈴木ビル1F

受付時間：平日のみ 8:30～17:15

**流山市役所 健康福祉部 社会福祉課**

電話：04-7150-6079（直通）

住所：流山市平和台1-1-1

## 目 次

1. 住居確保給付金（転居費用補助）とは..... P 1
2. 住居確保給付金を受けるには、次の要件があります..... P2
3. 住居確保給付金の再支給について.....P3
4. 住居確保給付金を徴収する場合があります..... P3
5. 住居確保給付金の申請をするために必要なもの..... P3
6. 住居確保給付金の申請から決定までの流れ..... P5
7. 生活費が必要な方は..... P6

## 住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一世帯に属する方の死亡、又は申請者若しくは同一世帯に属する方の離職、休業などにより世帯収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担を軽減する必要がある方に転居費用を給付するとともに、自立相談支援機関による家計改善支援等を実施し、住居及び家計の改善に向けた支援を行います。

### 1. 支給額

実際に転居に要する経費のうち、2の支給対象となる経費を支給します。支給上限額は転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準額に3を乗じた額となります。

<表 1 >

世帯人数	支給上限額	基準額
1人	12.3万円	4.1万円
2人	14.7万円	4.9万円
3人	15.9万円	5.3万円
4人	15.9万円	5.3万円
5人	15.9万円	5.3万円

### 2. 支給対象経費

（支給対象となる経費）

- ・ 転居先への家財の運搬費用
- ・ 転居先の住宅に係る初期費用  
（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）
- ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用  
（転居前の住宅に係る費用を含む）
- ・ 鍵交換費用

（支給対象とならない経費）

- ・ 敷金（申請者本人に返還される可能性があるため）
- ・ 契約時に払う家賃（前家賃）
- ・ 家財や設備（エアコン等）の購入費

### 3. 支給方法

#### ① 転居先の住宅に係る初期費用

不動産業者、大家等に市役所が代理納付  
振込名義「ナガレヤマシシヤフクシカ」

#### ② ①以外の経費

業者に代理納付又は申請者の口座へ支給  
振込名義「ナガレヤマシシヤフクシカ」

## 住居確保給付金を受けるには、次の要件があります

申請時に、以下の①～⑧の全てに該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休職等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表2の収入基準額以下であること（収入には、公的給付等を含む）

<表2>

世帯人数	収入基準額	収入基準額内訳
1人	12.2万円	8.1万円 + 家賃額（上限4.1万円）
2人	17.2万円	12.3万円 + 家賃額（上限4.9万円）
3人	21.0万円	15.7万円 + 家賃額（上限5.3万円）
4人	24.7万円	19.4万円 + 家賃額（上限5.3万円）
5人	28.5万円	23.2万円 + 家賃額（上限5.3万円）

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が表3の金額以下であること

<表 3>

世帯人数	金融資産
1人	48.6万円
2人	73.8万円
3人	94.2万円
4人以上	100.0万円

- ⑥ 自立相談支援機関で、生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること
- ⑦ 自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

## 住居確保給付金の再支給について

住居確保給付金の受給後、従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、支給要件に該当する場合には再支給を受けることができます。

## 住居確保給付金を徴収する場合があります

住居確保給付金の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、すでに支給した給付を徴収することとなります。

## 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 住居確保給付金申請確認書
- ③ 本人確認書類（次のいずれか）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、住民票の写し、戸籍謄本、在留カード等

※顔写真なしの証明書の場合は2点以上の提出が必要です。

#### ⑤収入減少関係書類

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し

#### ④離職等関係書類

世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職・休業等をしたことが確認できる書類

#### ⑤収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類

※給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は「年金額改定通知（年金ハガキ）」、その他各種手当証書、その他各種福祉手帳等

#### ⑥金融関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全員の金融機関のすべての通帳等（株、投資信託、暗号資産等含む）

※申請日時点の最新記帳済みのもの

※通帳なし取引（ネットやアプリ）の口座分も書面でご用意ください

#### ⑦入居住宅に関する状況通知書

#### ⑧住居確保給付金要転居証明書

#### ⑨居住維持費用関係書類（持家の場合のみ）

## 住居確保給付金の申請から決定までの流れ

### 住居確保給付金の相談・支給

- ・ 自立相談支援機関で、住居確保給付金に関する説明を受けます。
- ・ 自立相談支援機関で、家計改善の相談支援を受けます。
- ・ 自立相談支援機関で、申請書類一式に記載をします。
- ・ 「住居確保給付金要転居証明書」が交付されます。

### 書類の提出

自立相談支援機関へ、前ページの提出書類一式を提出してください。

### 転居住宅の確保と調整

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを渡します。
- ・ 転居先の住居を確保します。
- ・ 不動産業者等から「予定住宅通知書」への記載を依頼し、交付を受けてください。

### 申請内容の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「流山市住居確保給付金支給決定通知書」が交付されます。
- ・ 賃貸借契約書及び新住所の住民票の写しを提出します。
- ・ 住居確保給付金は、流山市から不動産業者等に直接振込みをします。振込名義「ナガレヤマシシヤフクシカ」
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「流山市住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。

## 生活費が必要な方は

住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」や「臨時特例つなぎ資金貸付」が利用できる場合があります。

### 【ご相談先】

流山市社会福祉協議会 福祉総務課福祉係

電話：04-7159-4735

住所：流山市平和台2-1-2

流山市ケアセンター3階

受付時間：平日のみ 8:30～17:15